



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	序章 問題の所在
Author(s)	小内, 透
Citation	「調査と社会理論」研究報告書, 1-9
Issue Date	2013-03-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/52399
Type	departmental bulletin paper
File Information	AN00075302_29_intro.pdf



序 章 問題の所在

小内 透 | 北海道大学大学院教育学研究院教授
北海道大学アイヌ・先住民研究センター兼務教員

第1節 先住民族の復権の動き

世界の先住民¹⁾は、近代において当該社会の支配的な民族によって同化を強いられ、抑圧を受けてきた。アメリカ、カナダのインディアンやイヌイト、オーストラリアのアボリジニ、ニュージーランドのマオリ、北欧のサーミ、中南米のインディオ、台湾の原住民、日本のアイヌなどが、それぞれの国において国民として組み込まれ、同化と抑圧の対象となった。自らの言語や文化を否定され、名前を変えさせられたり、土地を奪われ強制移住をさせられたりした。アメリカのインディアンのように、虐殺された人々も数多く存在する。

先住民のなかには、自らの生活の基盤を確保するために、主体的に同化の道を探る場合もあった。先住民としての立場よりも国民としての権利を享受する方向性を選ばざるをえなかったともいえる。もちろん、自らが属する国の政府に対して同化と抑圧に抵抗する者も存在した。ただし、彼らの営みは一時的に高揚した場合もあるが、基本的には持続的で強固なものとはならなかった。

しかし、第二次世界大戦後、民族自決運動が世界的に広がり、第三世界の主体的な運動が強まるなかで、持続的な復権の動きを示す先住民族が現れるようになった。その一つのきっかけとなったのが、アメリカで先住民が兵士としての経験をしたことであった。米軍の兵士になった先住民は軍隊の中で平等に扱われ、権利を等しく享受する経験をした。その経験がもとになって退役先住民の間に先住民の権利を確立させる機運が高まったといわれる（スチュアート 2009: 22）。

アメリカ以外の国でも、先住民族が自らの団体を結成・再結成させ、自らの復権をめざすようになった。それに対応し、彼らが属する国の政府がかつての同化と抑圧を清算しようと新たな政策を打ち出し始めた。国民国家内部における先住民族の運動と各国政府の新たな先住民政策の遂行により、先住民族の復権が徐々に進んでいった。

1970年代に入ると、先住民族の運動は次第に国民国家の枠組みをこえ、「第四世界」の運動と言われるようになった。1973年には、グリーンランド、北カナダの先住民とサーミによりコペンハーゲンで北方民族会議（Arctic Peoples Conference）が開催された。彼らは、その場で先住民族の土地や水に対する権利や生存権を表明し、世界先住民族会議を結成することが決められた（庄司 1991: 877）。この北方民族会議は、北方地域における先住民の国際活動の始まりとされ（Jentoft, Minde and Nilsen eds. 2003: 25）、1975年にはグリーンランドおよびカナダのイヌイトと北欧のサーミが世界先住民族評議会（WCIP）を組織するまでになった。

「第四世界」の運動と相前後して、国際的に先住民族の権利を検討する動きも強まった。1971年には、国際連合人権委員会下部組織である少数者の差別防止および保護に関する国連人権小委員会が先住民族差別に関する調査の実施を勧告し、エクアドル出身のホセ・マルチネス・コーボが

特別担当官として任命された。コーボは1972年から先住民族差別に関する調査を開始し、同年に予備報告、1981年に第一次進捗報告、続いて1982年に世界の先住民がおかれた状況に関する報告書(『先住民に対する差別問題の研究』)を提出した²⁾。同年、これにもとづいて、国連の経済社会理事会(ECOSOC)が国際連合先住民作業部会(WGIP)を立ち上げた。同作業部会は先住民族の権利に関する議論を開始し、翌1983年にはこの部会に先住民の代表が参加することとなった。アイヌ民族も1987年から同部会に参加するようになった。同作業部会が発足してから20年以上にわたる議論の末、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」(2007年)がまとめられた。

この間、1989年に先住民族の土地と水に関する権利の保障を盛り込んだILO第169号条約(「独立国における先住民族および種族民に関する条約」)が成立し、1990年6月19日、ノルウェーがこの条約を最初に批准した。その後、中南米の国を中心に批准国が増加し、2013年1月現在22か国が批准している³⁾。

また、1993年に「世界の先住民の国際年」、1995年から2004年まで、第一次「世界の先住民の国際の10年」、2005年から2014年まで第二次「世界の先住民の国際の10年」が国連により設定されている。

そして、すでに述べたように、長期にわたる議論の末、国連総会において2007年9月13日に「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択された。この宣言には日本を含めた144か国が賛成し、4か国が反対、11か国が棄権した(スチュアート 2009: 29)。反対したのは、多数の先住民を抱えるアメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドだった。

このような国際的な動きに対応して、各国における先住民族の復権の動きに拍車がかかった。とりわけ、1990年代以降、その動きはそれまでにみられない新しい様相を示すようになっていく(窪田 2009: 91)。

たとえば、カナダでは1993年にイヌイトが新たな準州を設置する「ヌナブト条約」を連邦政府と締結し、2007年にはイヌイト自治州である「ヌナブト準州」が成立した。ニュージーランドでは1990年代にマオリに対する新たな補償金が支払われ、オーストラリアでは1990年代に先住権原法、ウィック判決など先住権の認定が進んだ。日本でも1997年に「北海道旧土人保護法」が廃止され、「アイヌ文化振興法」(正式には「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」)が制定されている。北欧3国では1990年前後にサーミ議会が成立し(ノルウェー・1989年、スウェーデン・1993年、フィンランド・1996年)⁴⁾、サーミ語を公用語と認める法律(ノルウェー・1990年、フィンランド・1991年、スウェーデン・1999年)が制定されている。とくに、ノルウェーではILO第169号条約を批准したこともあり、2005年にはサーミが多く住むフィンマルク県の土地と水の管理について、サーミの利用権を大幅に認めるフィンマルク法が制定されている(大西 2007: 129)。

以上のように、第二次世界大戦後、先住民族の運動、国家の政策、国際機関での議論が絡み合いながら、先住民族の復権の動きが進んできたことがわかる(窪田 2009: 92)。とりわけ、1990年前後から、国際機関での議論が各国の政策に与える影響が強くなってきている。

第2節 先住民族の復権をめぐる問題

第1項 先住民族の定義

各国の先住民族の復権は、確実に進んでいる。しかし、その動きは必ずしもスムーズなものでは

なかった。また、現在でも、様々な課題が存在している。それは、1982年に国際連合先住民作業部会（WGIP）が立ち上げられてから2007年に「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択されるまでに25年、国連人権小委員会が先住民族差別に関する調査の実施を勧告した1971年から数えると36年の歳月を費やしたことからも容易に想像できる。国際舞台における先住民族の復権は、長く地道な議論の積み重ねによって、「宣言」を生み出す段階に到達したといえる。しかも、その「宣言」自体、これだけの時間を費やしたにもかかわらず、国連加盟国すべてが賛成したものとはならなかった。数多くの先住民を抱える4か国が反対票を投じ、11か国が棄権した。未だに、解決していない論点が存在しているのが事実である。

それは、先住民族の定義一つとっても明らかである。先住民族の定義は、コーボ報告で示されて以降、様々な議論が重ねられてきた。1982年に立ち上げられた国際連合先住民作業部会（WGIP）ではコーボ報告で示されたものを予備的な作業定義として採用した。それは、大まかに言えば、現在の統治国家が侵略及び植民地化する以前からその地域で独自の社会を構成していたにもかかわらず、現在社会の主流を占めていない民族というとらえ方であった。1986年には、その定義に、先住民族としての自認と当該コミュニティからの承認の要素が加えられた。

一方、1989年に制定されたILO第169号条約では、条約が適用される先住民族を、「独立国における民族であって、征服もしくは植民地化又は現在の国境が画定されたときに、その国又は国の属する地域に居住していた住民の子孫」と定義したうえで、先住民族としての「自己認識が、この条約の規定が適用される集団を決定するための根本的な基準と見なされるべきである」とした（Tomei and Swepston 1996=2002: 70-1）。

国連先住民作業部会およびILO第169号条約のいずれの定義でも、先住民族としての自己認識の重要性が確認されている。しかし、国連先住民作業部会は、1997年の15回目の会合で、先住民族に関する国際的な定義を確定することは現時点では可能ではなく、「宣言」を採択する上で必要なことでもない結論づけた（Department of Economic and Social Affairs 2009: 5）。

先住民の中から、国家による先住民の定義の押しつけを批判する主張がだされたり（高倉 2009: 54）、各国の政府からも先住民族の歴史や種族性が複雑なため、画一的な定義を設定しない方がいいとの考えも表明されたりしたことがその背景にある（大竹 2009: 9）。また、コーボの定義では「捉えられない多様な歴史的・社会的背景をもつアジア・アフリカの少数民族集団に適用が拡大され」たことが統一的な定義の欠如につながった面もある（小坂田 2010: 20）。

スチュアート・ヘンリは、以上のような経緯をふまえ、国連先住民作業部会の作業定義とほぼ一致する形で、先住民の標識として、①先住性、②被支配性、③歴史の共有、④自認の4つの要素を挙げる⁵⁾。しかし、そのうえで、①先住性のとらえ方に留意すべきだとする。なぜなら、先住民族はその居住地域におけるもっとも古い居住者とは限らないからである。考古学などの研究によれば、現在先住民族として知られている集団より以前に居住していた民族（いわば先住民）がいる場合もある。しかし、先住民が先住性を主張しない限りにおいて、先住民族の先住性は成立している（スチュアート 2009: 18-9）。

また、高倉浩樹はILO、国際連合、世界銀行が使用している先住民の概念を検討し、国際機関で用いられる「先住民」概念は、「先住性よりも歴史的持続性や領域性を鍵概念とし、また現存する国家の主権の担い手となっていない文化的特徴を有し、政治・経済・文化の発展から阻害されて

いる人びとを集団として発見し概念化するための概念である」としている（高倉 2009： 54）。

このように、国際的に認められた先住民族の定義は存在していないのが現状である。先住民ないし先住民族の概念は、必ずしも自明のものではなく、概念の中心となる先住性のとらえ方さえ議論の余地が残されている。事実、アフリカでは、どの集団が先住民族であるかをめぐって、「先住性の政治化」ともいうべき現象が生まれている（栗本 2009； 丸山 2009）。

先住性以外にも、少数民族との差異と関連、植民地支配のとらえ方、個人と集団の関係等、議論されてきた論点は多岐にわたる⁶⁾。そのため、ILO第169号条約にしても、「宣言」にしても先住民族の厳密な定義に必要以上にこだわることを避けながら、先住民族の復権に資する視点を提示してきたのである。

そのうえ、わが国では、訳語の問題が取り上げられることもある。先住民ないし先住民族の語は、indigenous peoplesの訳語である。しかし、indigenousを「先住」とするのは誤訳に近く、「原住民」の方が原義に近いとする議論もある（内堀 2009： 83）。これは、先住性のとらえ方の問題と関連している。

訳語の問題として、先住民族と先住民との異同が取り上げられることもある。「特定の集団（民族）を『先住民族』と記し、世界の諸集団全般を『先住民』と記す」との立場もあれば（スチュアート 2009： 18）、peopleでなくpeoplesとして複数になっていることが「民族」をさすという見方も成り立つ⁷⁾。先住民と先住民族の区別をとくに意識しないことも少なくない。

しかし、いずれの訳語が妥当かは定説がない。こうした状況は、特定の集団を先住民族として認定する上で、難しさをもたらす可能性がある。

ちなみに、われわれは原則としてindigenous peoplesを先住民族の用語で扱い、民族としての集団性を念頭に置く場合に利用する。一方、先住民の語は、集団に属する個人や集団性を念頭におかない場合に用いることにする。

第2項 先住民族の権利と認定

先住民の定義だけでなく、先住民族に固有の権利をどのように考え、先住民族の復権をどのようなものとして実現するのかも、難しい問題をはらんでいる。この点でもっとも明確な内容を示しているのは、ILO第169号条約である。同条約は、1957年に締結されたILO第107号条約（「原住民及び種族民条約」）が同化主義的なものだとの反省のもと、先住民族の権利を保障する内容を具体的に盛り込んでいる。とくに、土地やそれに付随する天然資源の所有権や利用権にかかわる条項が入っている点に大きな特徴がある。これは、先住民族とそれ以外の国民との利害対立を生じさせる可能性がある。しかも、新たな国家を生み出す民族自決権につながるおそれもあり、国家としてこの条約を批准する際に躊躇せざるをえないものとなっている。ILO側は、既存の国家から離脱して先住民族が新たな国家を創設することは想定していないとの考えを示している（Tomei and Sweptston 1996=2002： 23； 常本 2005： 20）。しかし、土地に付随する資源をめぐる問題は、国内での調整が難しいものであることに変わりはない。これが、批准国が22か国にとどまっている理由の一つになっていると考えられる。同じ先住民族サミットを抱えた北欧3国およびロシアのなかでも、この条約を批准しているのはノルウェーだけにとどまっている。

いずれの民族を先住民族として認定するのかという問題もある。先住民族の復権が進み、固有の

権利が拡大するにつれて、先住民族としての認定を求める動きが活発化する現実もある。

カナダでは、1867年の憲法で先住民族としての「インディアン」に対して「保留される土地」に関する規定が盛り込まれ、その後イヌイットも「インディアン」に含まれるとされた。さらに、1982年の憲法では、「カナダ連邦の先住民とは、カナダのインディアン、イヌイットおよびメティスをいう」とされ、かつて大陸から渡ってきたヨーロッパ人の子孫との混血であるメティスも先住民に加えられた（浅井 2004: 21; 守谷 2012: 597-9）。この点について、スチュアート・ヘンリはメティスの人口が増加するのにもとない、政府の援助の「パイの分け方」が厳しくなっているため、「誰が『本当の先住民』なのかについて先住民同士のかけひきが目立ってきている」と指摘している（スチュアート 2009: 34）。

同様なことは、アメリカでも生じている。連邦政府のインディアン局が教育、医療、福祉等の独自の対象となる「インディアン」を規定するため、どの部族が認定されるべき「インディアン部族」かを決めている。しかし、その範囲は歴史的に変化しており⁸⁾、連邦の法律によって、対象となる「インディアン」の規定も異なっている（阿部 2005: 97）。連邦では認定されないが、個別の州では「インディアン部族」として認定されている場合も珍しくなくなっている。先住民族に付与される権利が拡大すれば、先住民族の認定をもとめる動きが活発化することがわかる⁹⁾。

また、先住民族の復権を行う場合、個人認定の問題もある。誰が先住民族に属するののかの問題である。先住民族が同化と抑圧の対象であった時代には、先住民族であることを自己否定しようとする者も少なくなかった。独自の文化や言語、宗教などを否定してきた先住民族も少なくない。結婚を通じて、「血」を薄めたり、薄くなったりした場合も多い。そのため、先住民族の復権を考える場合、何を基準にして特定の個人を当該の先住民族と認めるのかを設定する必要がある。この点に関して、国際標準といえるものはない。国家が先住民族に対する過去の同化と抑圧に対する補償を行うことになると、財政的経済的な問題が絡んでくる。それだけに、個人認定の問題は困難がより大きなものとなる¹⁰⁾。

国家補償が進んでいる国では、血統主義にもとづいて先住民族の個人認定をすることが多い。しかし、アメリカやカナダのように血の割合で先住民族政策の対象を認定する国もあれば¹¹⁾、血の割合ではなく先祖の血統だけ問題にするニュージーランド¹²⁾や、オーストラリアのように血統とともに自己認識やコミュニティによる承認が重視される国もある。アイヌの場合、国による個人認定の問題は浮上していないが、北海道アイヌ協会の会員となるためには、自己認識と血統が重視されている。これに対し、サーミであるかどうかは血統ではなく、自己認識とともに本人もしくは先祖がサーミ語を使用していたかどうかで判断されている。

しかし、血統を重視するにしても、言語で判断するにしても実際の認定にあたっては、複雑な問題が生じる。たとえば、血統を重視するアメリカでは各部族政府が個人認定を行うことになっている。しかし、血の割合は部族によって異なるし¹³⁾、言語や部族コミュニティでの生活経験などが加味されることが多い。サーミ議会が言語を重視するといっても、同化や抑圧の時代に生きていた世代は民族の言語を失っている場合もあるため、絶対条件にしていない。アイヌ協会でも血統を重視しているものの、アイヌの配偶者や養子など、アイヌの血統に属していない者も含めている。しかも、客観的に要件を満たしていたとしても、自らが先住民族と認めなければ、先住民族とはならない。そのため、先住民族に属する先住民の数自体、正確にはつかめない現実が広範に見出せる。

先住民族の復権をめぐっては、様々なむずかしい問題が存在する。そのため、先住民族と非先住民族の間に葛藤が生じることもある。それは、先住民族と国家の間でもありえる。また、先住民族の内部でも、個人の間で行動や意識の差はみられる。同じく先住民族の復権を願っていても、思い描かれる内容は多様である。

近年は、先住民族の復権に向けた国際的な動きが強くなってきたこともあり、微妙な問題や様々な葛藤が存在していたとしても、具体的な取り組みが進められることが多くなっている。しかし、先住民族の復権をより確かなものとするためには、微妙な問題や様々な葛藤の存在を無視してはならない。それぞれの先住民族が、それらをどのようにして乗り越えてきたのか、また現に存在する問題や葛藤にどのように向き合い、対応しているのかを検討する必要がある。いいかえれば、先住民族や彼らと関わりのある人々の生活や意識から、現実を見つめ直すことが求められており、それを通してこそ、より現実的な先住民族の復権が実現できると考えるべきである。

第3節 本プロジェクトの問題意識と報告書の構成

本プロジェクトは、以上の点をふまえ、4年にわたって、北欧のサーミと日本のアイヌの人々を対象に、先住民族や彼らと関わりのある人々の生活と意識の現状を明らかにしようとするものである。それは、先住民族の復権に向けた先進的なサーミの取り組みに学びながら、わが国のアイヌの人々が進むべき道や先住民族政策が取り組むべき方向を検討するうえで必要なことだと考えている。

本プロジェクトの初年度に当たる2012年には、スウェーデンとノルウェーのサーミに関わる調査と北海道新ひだか町のアイヌ民族に関わる調査を実施した。このうち、前者を本報告書（第29号）、後者を報告書・第30号にまとめた。

本報告書では、具体的には、スウェーデンとノルウェーのサーミに関わる機関調査やインタビュー調査・アンケート調査の結果を整理している。

スウェーデンの調査は、2011年から開始された別のプロジェクト（日本学術振興会科学研究費補助金・基盤研究B「先住民族の教育実態とその保障に関する実証的研究」研究代表者・野崎剛毅）と統合する形で進められた。2011年にすでにサーミ議会やサーミ学校等を訪問し、担当者からの機関ヒアリングを行った。その成果の一部は、野崎（2012）として報告されている。それをふまえ、2012年には、サーミラジオやサーミテレビなどの機関ヒアリングの追加や補足を行いながら、サーミに属する個人の方々に対するインタビュー調査やアンケート調査を行った。

一方、ノルウェー調査では、フィンマルク地方のカラショークにあるサーミ議会、サーミ博物館、芸術学校とカウトケイノにある中学校、サーミ高校、サーミ大学、サーミ劇場を訪問し、担当者からのヒアリングを行った。カウトケイノでは、予定していなかった保育所への訪問も短時間だが実現した。

スウェーデン調査とノルウェー調査では、調査の質が異なっている。また、今後も調査は続くため、両者の調査を含めたまとめは行っていない。今回の報告書は、あくまでも中間報告として位置づけている。全体のまとめは、今後の課題となる。

本報告書は2部構成になっている。第1部がノルウェー調査報告、第2部がスウェーデン調査報告である。

第1部では、第1章でノルウェー・サーミの概況として、サーミの歴史・政策・運動とサーミ居

住地域の特徴について、各種資料などを用いてまとめた。第2章～第4章がサーミ議会（第2章）、各種の学校（第3章）、サーミ博物館とサーミ劇場（第4章）への訪問やヒアリング結果をもとにした報告である。

第2部では、第5章でスウェーデン・サーミの概況を述べたうえで、第6章で5人のサーミ住民に対するインタビュー調査結果をもとにサーミの復権の動きを生活や意識と関連させて検討した。第7章は、サーミ学校とサーミ工芸学校の教員、保護者、学生などに対するアンケート調査やインタビュー調査の結果を整理したもので、第8章がサーミラジオ、サーミテレビの訪問と機関ヒアリングをもとにしたサーミメディアの展開に関する報告である。

注

- 1) 先住民ないし先住民族という用語の問題については、本章第2節第1項で詳述する。
- 2) 1983年には、コーボ委員会による最終報告書が提出された。
- 3) 2013年1月現在のILO第169号条約批准国は、以下のとおりである（カッコ内は批准年）（ILOのホームページより）。

〔ヨーロッパ〕 4か国：ノルウェー（1990年）、デンマーク（1996年）、オランダ（1998年）、スペイン（2007年）

〔中南米〕 15か国：メキシコ（1990年）、コロンビア、ボリビア（以上、1991年）、コスタリカ、パラグアイ（以上、1993年）、ペルー（1994年）、ホンジュラス（1995年）、グアテマラ（1996年）、エクアドル（1998年）、アルゼンチン（2000年）、ドミニカ、ベネズエラ、ブラジル（以上、2002年）、チリ（2008年）、ニカラグア（2010年）

〔アジア〕 2か国：フィジー（1998年）、ネパール（2007年）

〔アフリカ〕 1か国：中央アフリカ共和国（2010年）

- 4) フィンランドの場合、1974年に大統領令によりサーミ議会が発足していたが、1996年に本格的な自治組織として衣替えした（庄司 2005：71）。
- 5) 苑原俊明も様々な先住民の定義の検討をふまえ、①先住性、②独自の文化・言語、③植民地化、征服、従属、権利剥奪などの歴史、④独自の社会、経済、文化制度、⑤土地（領域）とのつながり、または⑥（先住民族またはその構成員としての）自己認識の6つを先住民族認定のための「一応」の基準として示した。だが、同時に、現実の世界各地における民族集団がおかれた状況の多様性を考慮し、画一的な定義づけそのものが不可能であり、また望ましくないとの議論に同意するとしている（苑原 2000：38-42）。
- 6) この点については、とりあえず清水（2008）および窪田・野林編（2009）所収の各論文を参照されたい。
- 7) 綾部恒雄は「ファースト・ピープルズ first peoples」の語を紹介する際に、peopleが複数形になっている点に関して、「民族」の意味が含まれるとしている（綾部 2005：389）。また、ILO第169号条約では、107号条約で使われていた「住民populations」に代わって「民族peoples」の語が用いられている。それは、「民族peoples」が「独自のアイデンティティを有し、組織化された社会の存在と認知するために、唯一適切な用語」だからであるとされる（Tomei and Swepston 1996=2002：23）。

- 8) 藤田尚則は様々なアメリカ連邦法の変遷を検討した上で、アメリカ・インディアンの多様な法的定義を、インディアン・ネーション（コミュニティ）の構成員・有資格者であることによるもの、祖先にもとづく規定によるもの、公式の部族記録によるもの、厳密に定義せずたんにインディアンとしているものの4つに類型化している（藤田 2011: 60-6）。インディアン法の歴史の変遷について詳しくは、藤田（2012）も参照のこと。
- 9) アメリカには2011年時点で565をこえるインディアン部族が先住民族として認定されており、請願書を出しても未認定のままになっている部族が350程度あるとされる（水谷 2012: 8）。
- 10) アメリカでは、1950年に約34万人だった先住民人口が50年の間に6倍化し、2000年で約247万人となっている。そこには、「文化的なアイデンティティを得るために部族員になろうとする人々とは別に、現在（注・先住民に認められている）カジノの経営や経済開発で成功をおさめ、その利益を部族員に分配している一部の部族には、部族員資格の申請が殺到している」という事情もある（鎌田 2009: 10）。なお、個人認定およびインディアン部族としての認定の基準については、水谷（2012）の第1章も参照のこと。
- 11) アメリカ連邦政府のインディアン局の定義によれば、インディアンとは連邦政府が認定したインディアン部族のメンバーであり、さらに4分の1以上の純血値を有する者となる（阿部 2005: 97）。また、インディアン部族がメンバーとして認めるにあたっては、血統をとくに重視している。そのため、近年では、部族員資格の審査に、DNA鑑定を行う部族まで現れている（鎌田 2009: 10）。
- 12) ニュージーランドのマオリの定義は、1974年を境に変えられた。以前は、マオリ問題法で「マオリの血を少なくとも半分以上継いでいる者」とされていたが、1974年の法改正で「マオリ族に属する者及びその子孫を含む」とされた（小林 2007: 99）。
- 13) 父か母のどちらかが同族である必要のある（2分の1の血筋）ホピ族から、16分の1のみでよいとするチェロキー族まで幅広い（鎌田 2009: 7）。

参考文献

- 阿部珠理, 2005, 『アメリカ先住民——民族再生にむけて』 角川学芸出版.
- 浅井晃, 2004, 『カナダ先住民の世界——インディアン・イヌイト・メティスを知る』 彩流社.
- 綾部恒雄, 2005, 「監修者あとがき」 綾部恒雄監修／末成道男・曾士才編『講座 世界の先住民族 ファースト・ピープルズの現在01 東アジア』 明石書店, 389.
- Department of Economic and Social Affairs, Division for Social Policy and Development, Secretariat of the Permanent Forum on Indigenous Issues, 2009, *State of the world's indigenous peoples* (United Nations).
- 藤田尚則, 2011, 「インディアン部族、個人としてのインディアン（3）——アメリカ・インディアン法研究序説（十三）」『創価法学』40(3), 23-73.
- , 2012, 『アメリカ・インディアン法研究（I）——インディアン政策史』 北樹出版.
- Jentoft, S., Minde, H. and Nilsen, R. eds., 2003, *Indigenous peoples: resource management and global rights* (Delft: Eburon).
- 鎌田遵, 2009, 『ネイティブ・アメリカン——先住民社会の現在』 岩波新書.
- 小林寿美恵, 2007, 「ニュージーランドのマオリ語媒体教育の役割」 愛知淑徳大学『現代社会研究

- 科学研究報告』第2号, 93-106.
- 小坂田裕子, 2010, 「アフリカにおける『先住民族の権利に関する国連宣言』の受容と抵抗」『中京法学』45(1・2), 1-27.
- 窪田幸子, 2009, 「オーストラリアにおける先住民政策の展開とアボリジニの実践」窪田幸子・野林厚志編『「先住民」とはだれか』世界思想社, 90-112.
- 窪田幸子・野林厚志編, 2009, 『「先住民」とはだれか』世界思想社.
- 栗本英世, 2009, 「先住性が政治化されるとき」窪田幸子・野林厚志編『「先住民」とはだれか』世界思想社, 202-23.
- 丸山淳子, 2009, 「開発政策と先住民運動のはざま」窪田幸子・野林厚志編『「先住民」とはだれか』世界思想社, 224-47.
- 水谷裕佳, 2012, 『先住民パスクア・ヤキの米国編入——越境と認定』北海道大学出版会.
- 守谷賢輔, 2012, 「カナダ憲法上の『メティス (Métis)』の法的地位と権利——先住民の定義の予備的考察として」福岡大学『法学論叢』第56巻第4号, 579-615.
- 野崎剛毅, 2012, 「スウェーデンの先住民教育の現状と課題」『國學院大學北海道短期大学部紀要』第29号, 71-84.
- 大西富士夫, 2007, 「フィンマルク法における自然共生」日本大学国際関係学部国際関係研究所『国際関係研究』27(4), 127-39.
- 大竹秀樹, 2009, 「国連先住民族（先住民）権利宣言について」『人権と部落問題』61(1), 6-14.
- 清水昭俊, 2008, 「先住民, 植民地支配, 脱植民地化」『国立民族学博物館調査報告』32(3), 307-503.
- 苑原俊明, 2000, 「先住民族の権利について」『大東文化大学法学研究所報』20, 37-42.
- スチュアート・ヘンリ, 2009, 「先住民の歴史と現状」窪田幸子・野林厚志編『「先住民」とはだれか』世界思想社, 16-37.
- 庄司博史, 1991, 「サーミ民族運動における言語復権の試み」『国立民族学博物館研究報告』15巻3号, 847-910.
- , 2005, 「サーミ——先住民権をもとめて」原聖・庄司博史編『講座 世界の先住民族 ファースト・ピープルズの現在06 ヨーロッパ』明石書店, 58-75.
- 高倉浩樹, 2009, 「先住民問題と人類学」窪田幸子・野林厚志編『「先住民」とはだれか』世界思想社, 38-60.
- Tomei, M. and Swepston, L., 1996, *Indigenous and tribal peoples: a guide to ILO convention No.169* (International Labour Organization). 苑原俊明・青西靖夫・狐崎知己訳, 2002, 『先住民族の権利: ILO第169号条約の手引き』論創社.
- 常本照樹, 2005, 「先住民族の文化と知的財産」『知的財産法政策学研究』Vol.8, 13-36.
- 内堀基光, 2009, 「『先住民』の誕生」窪田幸子・野林厚志編『「先住民」とはだれか』世界思想社, 61-88.

インターネット資料

ILOのホームページ

http://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=1000:11300:0::NO::P11300_INSTRUMENT_ID:312314

(小内 透)